

共同入札の手続き

1 共同入札とは

- (1) 一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売物件が不動産(土地や建物など)である場合、共同入札することができます。
- (3) 共同入札される方の中から1人の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続きや入札手続等については、当該代表者のログインIDで行います。
- (4) 共同入札する場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

2 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前にKSI官公庁オークションガイドライン、津市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でログインIDの取得などを行い、KSI官公庁オークション内の津市インターネット公売の公売物件詳細画面より代表者のログインIDで公売参加仮申込を行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売保証金の納付方法及び金額は公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要となります。
- (4) 公売物件が農地を含む場合は、あらかじめ津市に手続きについて確かめてください。

3 必要書類の提出

- (1) 以下のア～エの書類を、津市役所収税課(〒514-8611 津市西丸之内23番1号)まで書留郵便(配達記録等)にて送付してください。
 - ア 公売保証金納付書兼還付請求書
 - ※ HP上の様式「公売保証金納付書兼還付請求書」をダウンロードし、「記入例」にしたがって太枠内を記入してください。
 - ※ 記入した氏名、住所、電話番号、ログインID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付または公売保証金の返還手続きの完了まで変更できませんのでご注意ください。
 - ※ 右下余白に、必ず「共同入札」と記載してください。(記入欄は設けてありません。)
 - イ 委任状(代表者以外の方全員から代表者に対する委任状)
 - ※ HP上の様式「委任状」をダウンロードし、委任者・受任者双方の氏名(名称)と住所を記入してください。
 - ※ 委任者の実印(法人の場合は代表者印)を押印してください。
 - (例)3人で共同入札する場合、代表者以外の2人から代表者への委任状がそれぞれ1通ずつ必要です。したがって、合わせて2通の委任状を提出する必要があります。
 - ウ 共同入札者持分内訳書
 - ※ HP上の様式「共同入札者持分内訳書」をダウンロードし、共同入札者全員の氏名(名称)と住所及び各共同入札者の持分を記入してください。
 - ※ 委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容など異なる場合は、公売物件を落札した場合であっても所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。
 - エ 印鑑証明書(共同入札者全員)
 - ※ 印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

4 公売保証金の納付

- (1) 津市は、「公売保証金納付書兼還付請求書」を受領した後、「公売保証金納付書兼還付請求書」に記入されている代表者のメールアドレスあてに電子メールを送信し、振込口座などをご案内します。
- (2) 電子メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。(公売物件によっては利用できない方法もあります。)

※ 公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに津市が確認できるように納付してください。
津市が納付を確認できない場合、入札することができません。

ア【銀行振込】

- ※ 公売保証金を振り込んだ日から津市が納付を確認するまで3日程度かかることがあります。
- ※ 振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。
- ※ 類似の口座名にご注意ください。

イ【現金書留の送付】

- ※ 現金書留の郵送料等は公売参加申込者の負担となります。
- ※ 現金書留の損害要償額は50万円までです。

ウ【現金もしくは銀行振出の小切手を直接持参】

- ※ 受付は、津市役所収税課で行います。
- ※ 受付時間は、平日9時から16時までです。
- ※ 小切手は、津手形交換所管内の銀行が振り出したもので、かつ振出日から起算して6日を経過していないものに限りです。

- (3) 津市が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続きを行うと、入札することができるようになります。
- (4) 公売参加仮申込を行ったログインIDでログインした画面で、「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

5 入札の際の注意事項

- (1) 公売参加申込が完了した代表者のログインIDでのみ入札できます。参加申込の状況・入札した価格などは、代表者のログインIDでログインした場合のみ閲覧できます。
- (2) KSI官公庁オークションからの自動受信メールは、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに送信されます。

6 落札後の注意事項

- (1) 共同入札者が買受人（最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、津市は、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに公売物件の納付方法や津市の連絡先などを記載した電子メールを送信します。代表者はメールを受け取ったらできるだけ早く、津市に電話で連絡してください。今後の手続きについてご案内します。
- (2) 買受人となった場合、代金納付期限までに買受代金を納付してください。代金納付期限までに津市が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。
- (3) 登録免許税相当額、買受代金の振込手数料、書類の郵送料など、物件の買受のための費用は、全て買受人の負担となります。登録免許税相当額は、代金納付期限までに納付してください。
- (4) 代金納付期限までに、以下の書類（ア～オ）を提出してください。
 - ア 所有権移転登記請求書（HP上の様式をダウンロード）
 - ※ 太枠内に代表者の住所・氏名を記入してください。
 - イ 共同入札者全員の住所証明書
 - ※ 個人の場合は住民票など、法人の場合は商業登記簿抄本など。
 - ウ 共有合意書
 - ※ 共同入札者全員の署名および実印の押印が必要です。
 - ※ 持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。
 - エ 郵便切手
 - ※ 登記嘱託書の郵送料として1,800円程度。
 - オ 権利移転の許可書または届出受理書
 - ※ 公売物件に農地法上の農地が含まれる場合に限る。
- (5) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて、共同入札者全員に交付します。なお、所有権移転登記の際に「売却決定通知書」の正本が必要となる場合がありますので、津市でいったん「売却決定通知書」を預かります。預かった「売却決定通知書」は、登記完了後に返還します。

7 公売保証金の返還

- (1) 落札者(最高価申込者)および次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還します。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者(最高価申込者)が代金を納付した場合などに返還します。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、納付した公売保証金は予定どおり公売が実施された場合の入札期間終了後に返還します。
- (4) 公売参加申込後、入札をしない場合にも、公売保証金の返還は入札期間終了後となります。
- (5) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ「公売保証金納付書兼還付請求書」で指定された金融機関口座へ振り込みますが、上記(1)から(4)の場合、入札期間終了日から返還まで6週間程度かかることがあります。
- (6) インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は公売中止後に返還します。返還まで、公売中止後6週間程度かかることがあります。
- (7) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還いたしません。